

# 新 EPO 審査ガイドラインと それに伴う出願人に与える主な影響

筆者：フランチェスカ・ジオヴァンニーニ (Francesca Giovannini)

欧州特許庁（EPO）における審査ガイドライン最新版が 2026 年 4 月 1 日に正式に発効されました。本記事では、今回の改定により導入された変更のうち、出願人にとって（そして、逆に言えば、競合相手にとって）、最も重要な影響に着目します。これらの影響は、ガイドラインと（それゆえに、予期される審査実務と）拡大審判部による判例法とのより密接な整合性から生じるものです。

## 審決 G1/23 により、先の出願がさらに重要となる

対応特許出願が行われる前におそらく「隠された」特徴を備える製品を市場に投入することは今、特に材料科学、化学、バイオテクノロジーや医療装置などの分野において、以前よりもリスクが高くなっているかもしれません。これは、市販された、又は一般に入手可能なあらゆる製品が、製品の特定の構成要素や内部構造が分析可能か又は再現可能か否かにかかわらず、後に出願される欧州特許出願の先行技術を構成し得るからです。

このアプローチは、拡大審判部審決 G1/23（2025 年）により確立され、現に完全にガイドラインに組み込まれた原則を反映したものです。当該審決では、拡大審査部は、欧州特許出願の出願日の前に市場に投入された製品は、単にその組成又は内部構造がその時点で当業者によって分析できなかった、又は再現できなかったという理由だけでは最先端の技術から除外されないことを明確にしました。なお、再現性は、製品を取得して所持するという当業者の能力によって満たされるとみなされます。

結果として、あらゆる商品化、実物宣伝、流通、顧客支給、又は他の非機密開示の前に欧州特許出願を行うことは依然として最善の進め方です。出願人は、後に行われる出願の新規性を保つために製品の「隠された」、又は分析不可な特徴に頼ることはもうできません。反対に競合相手からすれば、異議申立手続において欧州特許の有効性を争うために先の公然使用に依拠する場合にこの明確化された基準が有利となると思われます。

### サブ範囲に基づく選択発明：完全に「ゴールドスタンダード」に従って判断される新規性

より広い既知範囲からサブ範囲の選択に関わる選択発明の場合、出願人は、次のような主張に頼ることはもうできません。

- サブ範囲は既知範囲と比べて狭い、
- サブ範囲は開示された例から十分かけ離れている、又は、
- 当業者は選択されたサブ範囲を「真剣に熟考」していない

これらの3つの基準に基づいた以前の新規性判断は、新規性の全般的な「ゴールドスタンダード」に取り換えられました。当該基準は、確立された拡大審判部による法的解釈と一致して、クレームに記載される主題が先行技術によって明確にかつ誤解の余地なく開示されたかにもつぱら関係します。

新ガイドラインと整合されたこの新しいアプローチは、出願人にとって、前の判断基準よりも有利となるか、それとも不利となるかは事実大いに依存します。一例として、従来3つの基準に基づく判断から離れた最初の審判部判決の一つである審決 T 1688/20 (2022年) では、その結果は特許権者に有利なものでした。当該事件において、56°~59°という角度のサブ範囲は、より具体的な情報が無いという状況で、限界値のみにより定義された範囲がその範囲内の具体的な値な

どのより具体的な技術的特徴を開示しなかったことから、以前に開示された範囲である 50°~60°と比べて新規性があると判断されました。

しかしながら、2026年版ガイドラインの規定によると、その結果はおそらく、重なった端点に関わった事件、又は単一の例がクレームに記載されたサブ範囲に含まれた事件の結果とは異なります。

そのように、更なる予備案をドラフティングしておくことがますます不可欠となっています。しかしながら、新規事項の追加及び進歩性を示す技術的效果を証明する要件の判断時に EPO により適用される当該厳格な基準に照らせば、ただ明確に区別できるサブ範囲の長いリストをドラフティングするだけでは、欧州特許条約 (EPC) の全ての要件を満たす更なる測定がこれらに伴わない限り、十分ではない場合があります。

#### **クレーム解釈：明細書及び図面は常に重要である (審決 G1/24)**

拡大審判部による審決 G1/24 に従えば、明細書と全ての図面はクレーム文言が不明確な時だけでなく、クレーム解釈時に常に考慮されるため、出願人は、クレーム解釈を念頭に置き、明細書と全ての図面を慎重に見直すべきです。

同じ理由から、明細書に対するあらゆる補正、特に、ルーティンとして大多数の欧州審査官により求められ、かつ、特許査定において時折審査官により一方的に補正される場合さえある、補正されたクレームに適合させるために行われる明細書補正に関しては、細心な注意を払って精査すべきです。係属中の付託 G1/25 から違う結果が出ない限り、この慣例的な要件と審査官の実務は今後も継続すると思われます。

出願当時に、又は明細書適合のために導入された明細書に示されたあらゆる不一致や過度に制限的な記載は、クレーム解釈に影響を及ぼす場合があります、最終的

には特許性に影響を及ぼし得ます。しかしながら、付託 G1/24 の後に発行され、統一特許裁判所を含む様々な裁判所実務、EPC 加盟国の国内実務及び非欧州実務が少なくともある程度に検討された後に結論が出された審決 T2027/23 に記載された通り、「コンサルティング」(consulting) は、発明の*実施形態*に記載された特徴に基づき、クレームが当業者により理解されるそのクレームの文言の意味よりも狭い意味を有すると解釈されるべきであるように理解されません。

## 結論

2026 年版 EPO ガイドラインでは、審査実務が拡大審判部による法的解釈を中心に、出願人にとっての実体的な結果と整合された点が示されました。まとめると、これらの変更により、先の出願の戦略、公開に関する入念な管理、予備案の強固なドラフティング及び審査にわたってクレームと明細書との綿密な整合性の重要性が強調されました。最初の開示の質とタイミングよりも、教義的な「セーフティネット」や出願後の意見提出に頼り続けるとお考えの出願人は、審査及び異議申立におけるリスクの増大に直面してしまいます。それと同時に、より高まる教義上の明確性は、予測可能性の向上に寄与し、自身の出願及びドラフティング戦略を、変化し続ける法的状況に適応させる当事者に有利です。